



府消委第 65 号

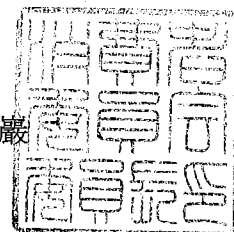
平成 31 年 4 月 4 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 高 巖



答 申 書

平成 30 年 10 月 3 日付消食表第 519 号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

内閣府令

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の遺伝子組換え表示制度に係る規定の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

加えて、以下(1)～(3)について、消費者庁の説明に基づき食品表示部会で議論し了承された修正内容を別紙のとおり示すので、諮問された食品表示基準案とともに変更されたい。

- (1) 第 9 条第 1 項第 4 号及び第 23 条第 1 項第 4 号の表示禁止事項に関する規定について修正が必要である。
- (2) 第 15 条第 1 項第 8 号及び第 29 条第 1 項第 3 号の義務表示に関する規定について修正が必要である。
- (3) 附則第 2 条の対象を明確にする必要がある。

また、本委員会として、次のとおり附帯意見を付すものとする。

【附帯意見】

1. 新たに検討中の公定検査法を含む監視

「遺伝子組換えでない」ことを表示するために新たに導入され、現在検討中である公定検査法に基づく科学的検証の仕組みを可能な限り早期に確立すべきである。さらには、分別生産流通管理を柱とする社会的検証を含む新制度における監視方法を明確にすべきである。

2. 普及・啓発、周知及び理解の促進

遺伝子組換え表示制度が理解され、浸透するためには、事業者、消費者、各種関係団体等が、主体的にそれぞれに相応の役割を果たす必要がある。さらに、国においては、関係省庁間で連携しつつ、遺伝子組換え食品の安全性審査や流通状況、義務表示や任意表示の意味、遺伝子組換えや分別生産流通管理の意味・仕組みなどについて、各種通知やパンフレット等において、その浸透を図るべきである。加えて、「食品表示に関する消費者意向調査」等を活用することにより消費者の理解度を十分に把握し、本制度の効果的な周知徹底を図るべきである。

3. 制度の見直し

新たに導入される公定検査法の運用状況や、新制度施行後の科学的検証に関する技術の進歩などを踏まえて、必要に応じた制度の見直しが不断に行われるべきである。

【諮問された食品表示基準案のうち、修正・追加を行うべき内容】

(1) 第9条第1項第4号及び第23条第1項第4号の表示禁止事項

第9条第1項第4号について、「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物」としたうえで、当該対象農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあっては、当該食品の原材料である別表第17の上欄に掲げる作物に関し、及び、23条第1項第4号について、それぞれ「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物以外の食品にあつては、当該作物である食品に関し、遺伝子組換え農作物が混入しないよう分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農作物の混入がないと認められる対象農作物である旨を含む。）」を示す用語を表示禁止事項とする。

(2) 第15条第1項第8号及び第29条第1項第3号の義務表示

第15条第1項第8号及び第29条第1項第3号の遺伝子組換え食品に関する事項について、それぞれ「(分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農作物である旨の表示、遺伝子組換え農作物及び非遺伝子組換え農作物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農作物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示（遺伝子組換え農作物の混入がないと認められる対象農作物である旨の表示を含む。）に限る。）」とする。

(3) 附則第2条の対象

冒頭に、「この府令の施行前に」との文言を追加する。

(別添)

○内閣府令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(横断的義務表示)
 第三条 「略」
 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

「略」	「略」	「略」
別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品	遺伝子組換え食品に関する事項	1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十七の下欄に掲げるもの（2に掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。 一・二 「略」 三 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は、当該原材料名の次に括弧を付して「若しくは容器包装の見やすい箇所」に当該原材料名に対応させ

改正前

(横断的義務表示)
 第三条 「同上」
 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

「同上」	「同上」	「同上」
別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品	遺伝子組換え食品に関する事項	1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十七の下欄に掲げるもの（2に掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。 一・二 「同上」 三 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を表示するか、又は当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」等分別生産流通子組換えでない」等分別生産流通

て、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができる。

2
2

4 「略」

5 別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であつて主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別

通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。

2
2

4 「同上」

5 別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原材料のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品であつて主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）でないものについては、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物若しくは非遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子組換え農産物及

[略]	[略]	[略]
		<p>6 [略]</p> <p>されていらない旨、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）</p> <p>）、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならぬ。</p>

3 [略]

（横断的義務表示）
第十八条 [略]

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の

[同上]	[同上]	[同上]
		<p>6 [同上]</p> <p>び非遺伝子組換え農産物が分別されていらない旨、特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨又は特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨の表示（以下「遺伝子組換えに関する表示」という。）は不要とする。ただし、これらの原材料について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、1から4までの規定の例によりこれを表示しなければならぬ。</p>

3 [同上]

（横断的義務表示）
第十八条 [同上]

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の

中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

[略]	[略]	[略]
対象農産物	遺伝子組換え農産物に関する事項	<p>1 次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 二に掲げるもの以外の対象農産物</p> <p>イ・ロ 「略」</p> <p>ハ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して、若しくは、容器包装の見やすい箇所に当該対象農産物の名称に対応させて、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示する。遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である場合に限り、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示</p>

中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

[同上]	[同上]	[同上]
対象農産物	遺伝子組換え農産物に関する事項	<p>1 次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 二に掲げるもの以外の対象農産物</p> <p>イ・ロ 「同上」</p> <p>ハ 分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称を表示するか、又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示する。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	
	[略]	
	[略]	<p>に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を用いることができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>二 [略]</p>
	[同上]	
	[同上]	
	[同上]	<p>2・3 [同上]</p> <p>二 [同上]</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、この府令の施行後においても販売することができる。